

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第177号

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則

京都市みどり管理事務所規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「施設（有料で使用させる公園施設を除く。）の維持管理」を「管理、街路樹の巡視等」に改め、「関する事務」の右に「（文化市民局の所管に属するものを除く。）」を加える。

「所長

事務係長

第2条第1項中「所長」を 指導係長 に改め、同条第2項を削り、同条第3項

業務係長

維持係長」

中「所長補佐」を「担当課長、所長補佐、担当課長補佐及び担当係長」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条第3項中「副所長は、担当事務につき、所長を補佐し」を「担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し」に改める。

第4条中「又は副所長」を「、担当課長補佐、係長又は担当係長」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 都市公園台帳に関すること。

第5条に次の7号を加える。

(3) 公園及び緑地の改良(大規模改修工事を除く。)及び管理に関すること。ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。

(4) 都市公園の占用許可に関すること。ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。

(5) 街路樹及び苗ほの巡視に関すること。

(6) 宅地開発事業に係る公園及び緑地に関する指導に関すること。ただし、緑政課の所管に属するものを除く。

(7) 工事の設計、施行、監督及び軽易な検査に関すること。

(8) 工事用材料等の現場検収に関すること。

(9) 登記に関すること。

第6条中「副所長」を「担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長」に改める。

別表北部みどり管理事務所の項中「京都市北区紫野北舟岡町42番地」を「京都市右京区西院西貝川町31番地の1」に、「中京区、東山区及び下京区並びに山科区、南区及び右京区のうち別に指定する区域」を「右京区及び西京区」に改め、同表南部みどり管理事務所の項中「西京区及び伏見区並びに山科区、南区及び右京区のうち別に指定する区域」を「中京区、東山区、山科区、下京区、南区及び伏見区」に改め、同表備考1を削り、同備考2を同備考とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)